

2018年5月31日

株 主 各 位

第21期定時株主総会招集ご通知
インターネット開示情報

モーニングスター株式会社

目次

事業報告

企業集団の現況

主要な事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

主要な営業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

主要な借入先の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

株式の状況

大株主(上位10名)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ

新株予約権等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ

会社の役員の状況

重要な兼職の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ページ

社外役員に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ

会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12ページ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況・ 13ページ

会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 21ページ

剰余金の配当等の決定に関する方針・・・・・・・・・・・・ 21ページ

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ 22ページ

連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23ページ

計算書類

株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29ページ

個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30ページ

上記につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.morningstar.co.jp/company/ir/meeting.html>) に掲載することにより株主の皆様提供させていただきます。

監査役会が監査報告書を、会計監査人が独立監査人の監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しているものも含まれております。

事業報告

企業集団の現況

主要な事業内容（2018年3月31日現在）

当社グループは、「ファイナンシャル・サービス事業」と「アセットマネジメント事業」を行っております。その主要な事業内容は以下のとおりです。

（ファイナンシャル・サービス事業）

金融、ウェブサイトなどの情報を収集し、蓄積した情報を比較・分析・評価、加工して顧客に提供、コンサルティングなどを行なう事業

サービス区分	主な業務内容
データ・ソリューション	日刊「株式新聞」の販売、株価・企業情報配信、ファンド分析レポート、国内株式レポート、米国株式レポート、「スターレーティング」をはじめとした金融機関・メディア等へのカスタムファンドデータの提供、ファンド・オブ・ザ・イヤーの選定・発表・ライセンス提供、国内投資信託比較分析ツール・海外ファンド比較分析ツールの提供、海外の機関投資家が保有する国内上場企業の銘柄情報の提供、モーニングスター・ダイレクトの日本版開発・提供、米国モーニングスター開発の各種インベストメント・ツールのローカライズ提供、モーニングスターモバイルの有料情報提供、WEBの有料情報提供、金融商品販売機関向けコンサルティング、モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS－SR I）の組成・管理、確定拠出年金向けコンサルティング、確定拠出年金採用企業の従業員向け投資アドバイスの提供、E-Learning ツールの開発・提供、各種投資教育関連プロダクトの開発・提供、確定拠出年金・個人向け確定拠出年金（iDeCo）・少額投資非課税制度（NISA）関連のWEBの運営・企画およびコンテンツの作成・提供、インベストメント・ソリューションの開発・提供、金融機関への香港、中国大陸市場データおよび企業情報の提供、タブレットアプリケーション・データの販売、ETF（上場投資信託）の評価情報、企業の信用力評価・債券の格付、仮想通貨の評価情報、ほか
メディア・ソリューション	当社ホームページ（モーニングスターウェブサイト、中国情報サイト『サーチナ』）における広告、各種媒体での金融商品販売機関の広告に関するコンサルティング収入、マーケティング・コンサルティング、広告代理店業務、新聞広告、IR・ライフプラン・資産運用などのセミナーの実施、シミュレーションツールの提供などのライフプラン支援業務、E-Learning ツールの開発・提供、各種投資教育関連プロダクトの開発・提供、ほか

(アセットマネジメント事業)

金融商品取引法に基づき投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言などを行なう事業

サービス区分	主な業務内容
アセットマネジメント	公募株式投資信託を中心とした投資信託の設定、募集、運用などの投資運用、「ファンド・オブ・ファンズ」等への投資助言サービス、確定拠出年金関連コンサルティング、ほか

主要な営業所（2018年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地
当 社	東京都港区六本木一丁目6番1号
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
M S クレジットリサーチ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
イー・アドバイザー株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
S B I アセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号

主要な借入先の状況（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

株式の状況（2018年3月31日現在）

大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
S B I グローバルアセットマネジメント株式会社	40,466,100	49.1
M o r n i n g s t a r , I n c .	27,518,400	33.4
鈴木 智博	1,512,700	1.8
THE BANK OF NEW YORK － JASDECTREATY ACCOUNT	1,143,000	1.4
富春 勇	1,083,000	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	990,846	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	674,000	0.8
BBH / DESTINATIONS INTERNATIONAL EQUITY FUND / WASATCH ADVISORS	299,583	0.4
朝倉 智也	228,400	0.3
高野 潔	205,000	0.2

- （注）1. 2018年3月31日現在、自己株式1,528,770株を保有しております。上表は、自己株式を除いて記載しております。
2. 持株比率は自己株式を除いて計算しております。
3. S B I グローバルアセットマネジメント株式会社は、S B I ホールディング株式会社の100%子会社であります。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	平成26年度募集新株予約権
発行決議日	2014年12月22日開催 取締役会決議
新株予約権の数	4,880個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 488,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	4,475,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり26,700円 (1株当たり 267円)
権利行使期間	2015年7月1日から 2018年6月30日まで
主な行使の条件	(注)
当社の役員の保有状況 取締役(社外役員でない取締役)	新株予約権の数 4,880個 目的となる株式の数 488,000株 保有者数 4名

(注) ① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2015年3月期の連結営業損益が10億5千万円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- ② (a) 新株予約権者は、上記①の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に200%を乗じた価格(1円未満切り捨て)を上回ったときには、普通取引終値が当該価格を最初に上回った日から1年間を経過した日以降、本新株予約権を行使することができないものとする。

(b) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合には、上記①の条件を満たしている場合および上記(a)の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が、当社または子会社の取締役若しくは監査役を解任された場合または当社または子会社から懲戒解雇された場合、当該解任または解雇の日以降、本新株予約権を行使できないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会社の役員の状況

重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職 名
朝 倉 智 也	S B I ホールディングス株式会社	取締役執行役員専務
	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	代表取締役社長
	イー・アドバイザー株式会社	代表取締役社長
	M S クレジットリサーチ株式会社	代表取締役社長
	S B I オルタナティブ・インベストメンツ株式会社	代表取締役
	S B I グローバルアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長兼CEO
	S B I ゴールド株式会社	代表取締役社長
	S B I ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社	代表取締役会長
	S B I アセットマネジメント株式会社	取締役
	S B I インシュアランスグループ株式会社	取締役
	S B I 地方創生アセットマネジメント株式会社	取締役
北 尾 吉 孝	S B I ホールディングス株式会社	代表取締役執行役員社長
	株式会社 S B I 証券	代表取締役会長
	S B I インベストメント株式会社	代表取締役執行役員会長
	S B I ファーマ株式会社	代表取締役執行役員社長
	S B I ウェルネスバンク株式会社	代表取締役会長
	株式会社 S B I B I T S	代表取締役会長
	S B I グローバルアセットマネジメント株式会社	代表取締役会長
	S B I ゴールド株式会社	代表取締役会長
	SBI パーチャル・カレンシーズ株式会社	代表取締役会長
	S B I C r y p t o 株式会社	代表取締役会長
	S B I C a p i t a l B a s e 株式会社	代表取締役会長
	S B I デジタルアセットホールディングス株式会社	代表取締役社長
	SBI クリプトインベストメント株式会社	代表取締役
	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	Representative Director
	S B I リクイディティ・マーケット株式会社	取締役会長
	株式会社 ネクシーズ・トレード	取締役会長
	S B I キャピタルマネジメント株式会社	取締役会長
	S B I ファイナンシャルサービスーズ株式会社	取締役会長
	S B I R i p p l e A s i a 株式会社	取締役会長
小 川 和 久	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	監査役
	イー・アドバイザー株式会社	監査役
	S B I アセットマネジメント株式会社	監査役
	M S クレジットリサーチ株式会社	監査役

氏 名	会 社 名	役 職 名
佐 原 正 之 助	イー・アドバイザー株式会社	取締役
	P T . B i n a I n v e s t a m a I n f o n e t	監査役
	M S クレジットリサーチ株式会社	取締役
古 庄 聡	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	取締役
大 鶴 基 成	サン総合法律事務所	客員弁護士
	イオンフィナンシャルサービス株式会社	社外取締役
	アウロラ債権回収株式会社	社外取締役
	S B I インシュアランスグループ株式会社	社外監査役
	一般社団法人日本野球機構	調査委員長
ドナルド・ジェイムズ・フィリップス二世	M o r n i n g s t a r , I n c .	Managing Director
ベビン・デズモンド	M o r n i n g s t a r , I n c .	Head of Global Markets and Human Resources
チャン・ユーツン	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社	代表取締役社長
	日本リスク・データバンク株式会社	社外取締役
長 野 和 郎	株式会社ニチレイ	社外監査役
	株式会社オーバル	社外取締役
小 竹 正 信	S B I ジャパンネクスト証券株式会社	社外監査役
	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	社外監査役

社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当該他の法人等との関係

社 外 役 員 の 氏 名	他 の 法 人 等 の 社 外 役 員 等 の 兼 職 の 状 況	
取 締 役 大 鶴 基 成	イオンフィナンシャルサービス株式会社	社 外 取 締 役
	アウロラ債権回収株式会社	社 外 取 締 役
	S B I インシュアランスグループ株式会社	社 外 監 査 役
監 査 役 長 野 和 郎	株 式 会 社 ニ チ レ イ	社 外 監 査 役
	株 式 会 社 オ ー バ ル	社 外 取 締 役
監 査 役 小 竹 正 信	S B I ジャパンネクスト証券株式会社	社 外 監 査 役
	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	社 外 監 査 役

(注) S B I インシュアランスグループ株式会社は、当社の親会社である S B I ホールディングス株式会社の子会社であります。その他、社外役員の上記の兼職先と当社との間には、特段の関係はありません。

② 当社または当社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係 該当事項はありません。

- ③ 社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

- ④ 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

	活 動 状 況
社外取締役 大鶴基成	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、社外取締役として、取締役会決議に参加いたしました。また、議案について主に法律的な観点から所見を述べ、そのほか適宜必要な発言を行ないました。
社外監査役 長野和郎	監査役就任後に開催された取締役会8回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ないました。また、監査役就任後に開催された監査役会13回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行ないました。
社外監査役 小竹正信	監査役就任後に開催された取締役会8回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ないました。また、監査役就任後に開催された監査役会13回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行ないました。

2) 社外役員の意見により変更された事業方針等

該当事項はありません。

3) 当社の不祥事に関する対応の概要

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注)	18,800千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
すべて有限責任監査法人トーマツに委嘱した監査業務に関わる報酬であります。
2. 当社の子会社のうち、SBIアセットマネジメント株式会社は、優成監査法人の監査を受けており、SBI Fund Management Company S.A.は、Deloitte Audit, société à responsabilité limitéeの監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬の額について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定論拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制システムに関する基本方針)

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するためには、内部統制システムに関する基本方針を決め、業務の適正を確保するための体制を整備して、業務執行を行なうことが重要だと認識しております。

当社が取締役会において定めている内部統制システムに関する基本方針の内容は以下のとおりです。
(最終改定 2015年5月19日)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会及び原則月1回開催する常勤役員定例会（当社及び子会社の常勤取締役及び常勤監査役で構成する。以下、定例会）において、取締役間の意思疎通を図るとともに代表取締役の業務執行を監督し、また、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。

また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価するとともに、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。

監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行なうものとする。同部門は、内部監査計画で定める月に、また必要に応じて、内部監査結果報告書を作成し、代表取締役に提出する。同部門は、内部監査結果報告書を代表取締役に提出した後、遅滞なくその内容を監査役に説明する。

内部監査結果報告書の内容は、内部監査計画で定める月の取締役会に、及び必要に応じて、代表取締役が取締役会に報告する。

- ④ 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査室及び常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に直接通報を行なうための情報システムを整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、管理部門を管掌する部門長及びシステム部門を管掌する部門長をして、これを補佐させるものとする。

- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、管理部門を管掌する部門長及びシステム部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- ③ 当社は、取締役会及び定例会において、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行なうとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「モーニングスターグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、モーニングスターグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「モーニングスターグループ役職員等」という）から、その職務執行に係る事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行なうことができるものとする。
- ② 当社は、モーニングスターグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を当社の内部監査室及び常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に対して直接報告するための内部通報制度を整備するものとする。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行なわないものとする。
- ③ 当社は、モーニングスターグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員が、モーニングスターグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、モーニングスターグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行なうための会議を設置し、モーニングスターグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、モーニングスターグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行なうものとする。
- 監査の結果は(1)③に定めるとおり、内部監査結果報告書に記載され、報告される。
- ⑤ 取締役は、モーニングスターグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。

- ⑥ 当社は、モーニングスターグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、モーニングスターグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、モーニングスターグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。
- ⑦ 当社は、モーニングスターグループ役職員等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、モーニングスターグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。
- ⑧ 親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行ない、適正な取引を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行ない、その意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、モーニングスターグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりモーニングスターグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行なうものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- 1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - 2) 経営に関する重要な事項
 - 3) 内部監査に関連する重要な事項
 - 4) 重大な法令・定款違反
 - 5) その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- ② モーニングスターグループ役職員等からの内部通報の状況及びその内容については、当社の監査役に報告する。また、モーニングスターグループ役職員等の職務執行に係る事項について監査役に報告したモーニングスターグループ役職員等又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行なわないものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、モーニングスターグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、モーニングスターグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。

- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行なうものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行なうとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

モーニングスターグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行なうなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、モーニングスターグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、取締役会で、倫理規範としてコンプライアンス行動規範を制定し、当社のコンプライアンスの基本的姿勢を明確にするとともに、コンプライアンス規程を制定し、顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するために、コンプライアンス（法令遵守）に関する当社の基本事項を定めております。さらに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員の法令遵守のための具体的な行動内容を明確にしております。

「コンプライアンス行動規範」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」は、社内イントラネットと全社共有サーバに掲載し、役職員が常時確認可能な状況とし、役職員への周知徹底を図っております。

また、全役職員は、コンプライアンス行動規範やコンプライアンス規程の内容を理解して企業倫理を遵守する旨の宣誓書に署名して提出しております。

コンプライアンス担当役員は、年2回コンプライアンス・セルフアセスメントを実施し、コンプライアンスの状況をコンプライアンス・セルフアセスメント・リストに取り纏め、代表取締役及び常勤監査役に提出しております。コンプライアンス担当役員は、役職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組むコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。

コンプライアンス・プログラムの一環として、全役職員に対してコンプライアンス関連の教育研修を実施しております。

② 取締役の職務執行に係る適正性、効率性の確保に関する取組み

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。

当社の意思決定機関として、取締役会が、法令・定款に定める事項ほか会社経営の重要事項を決定いたします。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。当事業年度は、取締役会を10回開催しております。

業務執行に関して、当社及び子会社の常勤の取締役及び執行役員で構成する常勤役員定例会を毎月1回開催し、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役及び執行役員間の意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。常勤役員定例会で協議した事項は、重要事項については取締役会で決議し、その他の事項は、稟議規程に則り、稟議承認したのち、代表取締役社長が直接ないし、執行役員に指示して、業務執行をしております。

常勤役員定例会には、社外取締役、社外監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。

当社は、取締役会の決議により営業・制作・管理等各部門のいずれからも独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などの内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価し、その結果及び改善に向けた提案を内部監査結果報告書に取り纏め、代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査の結果抽出された課題について、必要に応じて営業・制作・管理等に改善の指示を行ない、内部監査室は、各部門の改善活動のフォローアップを実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会、常勤役員定例会の議事録、会議資料は、取締役会規則、常勤役員定例会規則及び文書保存管理規則に基づき、適切な保存・管理を行なっております。

取締役の稟議による承認は、稟議規程に基づいた稟議システムを構築しており、職務権限規程に基づいて、当該システムで承認を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、取締役の職務の執行に係る稟議書を保存・管理しております。

また、売上・仕入などの取引については、販売管理規定、債権管理規程、購買管理規程、稟議規程などに基づいた業務システムを構築しており、取締役は当該システムで職務権限規程に基づいて、売上・仕入などの取引の承認と業務処理を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、販売・購買取引、債権・債務などの記録を保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会でリスク管理規程を制定し、また、グループリスク管理規程を制定いたしております。当社のみならず、当社グループに重大な影響を与える問題が発生した場合、あるいはその可能性が生じた場合の対応体制を明確にするため、リスク管理実施細則を制定し、リスクの種類別に管理手法・対応手続を定めております。

リスク担当役員は、当社及び子会社について外部環境、業務プロセス、内部環境などに係るリスクカテゴリーごとにリスク情報を収集・分析するリスクアセスメントを年2回実施しております。リスクアセスメントは、リスク管理実施細則に定めたとおりリスクを識別・評価し、リスクレポートに取り纏め、代表取締役社長、常勤監査役に報告し、必要に応じて対策を検討しております。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の代表取締役社長、取締役管理部長ほか取締役は、子会社の取締役・監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、経営上の重要事項について、子会社取締役と協議し、その決定に参加しております。

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「モーニングスターグループ」という）の経営管理会社として、財務の健全性ならびに業務の適切性の確保のため、各社の状況及び業態に応じて、リスク管理・コンプライアンス等の内部統制に関する指導・監督を行なうことを関係会社管理規程で定め、子会社とその旨の経営管理契約を締結しております。

当社は、関係会社管理規程及び子会社との経営管理契約に基づき、月次決算、財務状況、コンプライアンス状況・コンプライアンス・プログラム進捗、リスクの状況、子会社間取引などの報告を子会社から受けております。

当社の内部監査室は、子会社への内部監査を実施しており、又は子会社自身が実施した内部監査結果の報告を受けております。

当社は、モーニングスターグループ全体の内部通報制度を、グループを代表して運営しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は監査役3名により構成され、各監査役は、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視機能を果たしております。当事業年度は監査役会を17回開催しております。

また、各監査役は、当社及び子会社の常勤の取締役及び執行役員が業務執行に係わる重要事項を協議し、取締役及び執行役員間の意思疎通を図る目的で毎月1回および必要に応じて開催される常勤役員定例会に出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。監査役監査の手続は、その概要を監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準で定めております。より詳細な手続は、常勤監査役が検討・作成し、監査役会の承認により決定しております。なお、監査役会は、常勤監査役が行なう日常の監査手続のほか、四半期に一度、社外監査役を含めた監査役3名で証憑・帳簿等の検証手続を行なっております。

監査役会は、社外監査役を含めて、四半期決算月には、代表取締役社長から、四半期決算以外の月には、管理部（経理・コンプライアンス・内部統制管轄部門）の責任者である取締役管理部長から、四半期・月次の報告を受けております。当該報告には、経営方針、損益状況のほか、コンプライアンス、内部統制の状況等も含まれており、必要に応じた質疑を行なっております。

また、管理部は、監査役の求めに応じ、即時に証憑・記録の提示、説明等を行なっております。内部監査室は、代表取締役社長への内部監査結果報告書の報告の後直ちに、内部監査報告書を監査役会に報告しております。監査役会は、その内容について、質疑しております。そのほか、監査役会と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などを相互に報告し、意見交換を行ない、法令、定款、社内諸規程の遵守状況について認識を共有し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしております。

監査役会は、会計監査人から、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、第2四半期・期末決算時に説明を受けております。監査役会と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理規程を制定し、基本的な会計方針は、経理規程に定められております。

売上・仕入などの取引について、経理帳簿に計上されるまでの業務処理の重要なプロセスで、発生する可能性のあるリスク・不正・誤謬とそれを防止する内部統制行為をRCM（リスク・コントロール・マトリクス）表で明確にし、業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。業務担当者に当該内部統制行為の一環として、取引の証拠となる証憑等を収集し、職務権限規程に基づく必要な承認を稟議システム及び業務システムで得ております。

内部監査室は、売上・仕入などの取引について、定められた内部統制行為が実施されているかを、毎月、サンプル検証しております。

社内情報システムについては、情報システム管理規程に基づき、システム開発管理、システム運用管理、データ管理、問題管理、外部委託管理、ネットワーク管理、ハードウェア管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ウイルス対策、リカバリー計画策定についてガイドラインを作成し、各々実施すべき統制項目を定め、情報処理業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。その記録を、年1回、内部監査室が検証し、各ガイドラインへの準拠を確認しております。

決算については、決算・財務報告プロセス体制、個別決算・連結決算体制、開示体制について、内部統制目標、達成すべきポイントを決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに取り纏め、管理部（経理部門）が体制を整備・確認しております。当該決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストは、内部監査室が検証しております。決算手続については、勘定科目別のリスク、リスクに対応して実施すべき決算手続を勘定科目別決算手続書に取り纏め、それに基づく勘定科目別決算手続チェックリストを作成しております。管理部は勘定科目別決算手続チェックリストで、決算手続を確認し、その記録を、通期決算時に、内部監査室が検証しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対する基本方針において、反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。

当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置しております。

親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社の対応部署の協力を得て、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関とも、連携を図っております。

ＳＢＩホールディングス株式会社と反社会的勢力に関する情報のデータベースを共有し、取引先との契約締結に際して、反社会的勢力に関するデータベースで、相手先が反社会的勢力でないことを確認しております。

また、取引先との契約には、相互に、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力を利用しないことなどを表明、確約する反社会的勢力排除の条項を入れております。

会社の支配に関する基本方針

当該方針は定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を目指すとともに、内部留保による競争力・収益力の向上に向けた事業投資を行うため、連結業績を総合的に勘案した上で配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、連結利益項目の全て（連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）が過去最高となったことを勘案し、当事業年度（2018年3月期）の期末配当は、株主の皆様に対するより高い利益還元を行うため、普通配当金を前事業年度と比べ、1株当たり1円50銭（17.6%）増配の10円とすることに加え、1円の設立20周年記念配当を行い、合計11円（前事業年度比、2円50銭（29.4%）増配）にいたしました。

なお、このたびの増配により、当社は9期連続での増配となります。

なお、毎事業年度における配当の回数についての基本方針は機関決定しておりませんが、第6期（2002年1月1日から2002年12月31日まで）以降の毎事業年度に1回の期末配当を実施しております。

次事業年度の配当は未定であります。今後も経営成績、収益力向上に向けた事業投資のための内部留保及び経営環境などを勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当その他の株主還元策を検討してまいり所存であります。

連結株主資本等変動計算書

（ 2017年4月1日から
2018年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	合 計
2017年4月1日 期首残高	2,115,620	3,250,035	4,222,590	△395,943	9,192,301
剰 余 金 の 配 当			△694,302		△694,302
新株予約権行使による自己株式の交付		75,874		131,745	207,620
自己株式の取得				△27	△27
親会社株主に帰属する当期純利益			1,099,508		1,099,508
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	75,874	405,206	131,717	612,798
2018年3月31日 期末残高	2,115,620	3,325,910	4,627,796	△264,226	9,805,099

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券評価差額	その他の包括利益累計額合計		
2017年4月1日 期首残高	△115,794	△115,794	7,979	9,084,487
剰 余 金 の 配 当				△694,302
新株予約権行使による自己株式の交付			△4,085	203,534
自己株式の取得				△27
親会社株主に帰属する当期純利益				1,099,508
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△38,798	△38,798		△38,798
当連結会計年度中の変動額合計	△38,798	△38,798	△4,085	569,913
2018年3月31日 期末残高	△154,593	△154,593	3,893	9,654,400

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

子会社はすべて連結しております。

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
MS クレジットリサーチ株式会社
イー・アドバイザー株式会社
SBI アセットマネジメント株式会社
SBI Fund Management Company S. A.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1 社
- ・持分法適用の関連会社の名称 PT.Bina Investama Infonet

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

2018年3月31日現在の連結子会社の事業年度は連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- たな卸資産 原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・仕掛品 個別法
- ・貯蔵品 総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。

無形固定資産 定額法によっております。

ただし、ソフトウェアのうち自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年から7年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しております。

③ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

のれんの償却 のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

仕掛品	2,329千円
貯蔵品	2,283千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 229,698千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	83,973,600株	一株	一株	83,973,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,291,000株	70株	762,300株	1,528,770株

- (注) 1 当連結会計年度減少株式数762,300株は、新株予約権行使による自己株式の交付であります。
2 当連結会計年度増加株式数70株は、会社法第192条による単元未満株式の買取であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2017年5月19日 取締役会	普通株式	694,302千円	8.50円	2017年 3月31日	2017年 6月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	906,893千円	11.00円	2018年 3月31日	2018年 6月1日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2014年12月22日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数（株）	726,400

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

未払事業税否認額	20,018千円
未払金否認額	1,846千円
未実現利益	27,930千円
税務上の繰越欠損金	2,826千円
投資有価証券評価損	2,369千円
その他有価証券評価差額金	72,663千円
その他	1,599千円
繰延税金資産合計	129,254千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末日現在、当社は必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は銀行預金ないし安全性の高い債券等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当連結会計年度末において保有していた有価証券および投資有価証券の内容は以下のとおりであり、発行会社の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

（その他有価証券）

時価のあるもの

投資信託

時価のないもの

非上場株式

関係会社株式

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。連結子会社においても、当社と同内容の債権管理規程に従い、同様の管理を行っております。

2) 市場リスク（金利や為替等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券について、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、保有継続について、定期的に検討を行っております。連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2参照）。

項 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	6,349,291千円	6,349,291千円	－千円
② 売 掛 金	854,309千円	854,309千円	－千円
③ 投 資 有 価 証 券	1,950,341千円	1,950,341千円	－千円
資 産 計	9,153,942千円	9,153,942千円	－千円
④ 買 掛 金	46,087千円	46,087千円	－千円
⑤ 未 払 金	593,727千円	593,727千円	－千円
⑥ 未 払 法 人 税 等	321,423千円	321,423千円	－千円
⑦ 未 払 消 費 税 等	49,623千円	49,623千円	－千円
負 債 計	1,010,861千円	1,010,861千円	－千円

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 現金及び預金 | 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 |
| ② 売掛金 | 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 |
| ③ 投資有価証券
その他有価証券
投資信託 | 取引金融機関から提示された当連結会計年度末日の基準価額によっております。 |
| ④ 買掛金 | 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 |
| ⑤ 未払金 | 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 |
| ⑥ 未払法人税等 | 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 |
| ⑦ 未払消費税等 | 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 |

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	70,766千円
関 係 会 社 株 式	12,462千円
合 計	83,229千円

上記は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

項 目	1年以内	1年超
現 金 及 び 預 金	6,349,291千円	－千円
売 掛 金	854,309千円	－千円
投 資 有 価 証 券	－千円	1,950,341千円
合 計	7,203,600千円	1,950,341千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	117円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円44銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	13円39銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（ 2017年4月1日から
2018年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
2017年4月1日期首残高	2,115,620	2,506,927	743,107	3,250,035	2,730,857	2,730,857
剰余金の配当				—	△694,302	△694,302
新株予約権行使による自己株式の交付			75,874	75,874		—
自己株式の取得				—		—
当期純利益				—	735,222	735,222
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				—		—
当事業年度中の変動額合計	—	—	75,874	75,874	40,920	40,920
2018年3月31日期末残高	2,115,620	2,506,927	818,982	3,325,910	2,771,777	2,771,777

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本計 合	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計 合		
2017年4月1日期首残高	△395,943	7,700,568	△115,794	△115,794	7,979	7,592,754
剰余金の配当		△694,302				△694,302
新株予約権行使による自己株式の交付	131,745	207,620			△4,085	203,534
自己株式の取得	△27	△27				△27
当期純利益		735,222				735,222
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			72,027	72,027		72,027
当事業年度中の変動額合計	131,717	248,512	72,027	72,027	△4,085	316,454
2018年3月31日期末残高	△264,226	7,949,081	△43,766	△43,766	3,893	7,909,208

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- たな卸資産 原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ・仕掛品 個別法
 - ・貯蔵品 総平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
ただし、ソフトウェアのうち自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年から7年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用 支払対象期間にわたって均等償却しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- のれんの償却 のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 224,648千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 114,646千円 |
| 短期金銭債務 | 42,057千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 売上高 | 221,934千円 |
| (2) 仕入高 | 44,788千円 |
| (3) 販売費及び一般管理費 | 23,207千円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | -千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,291,000株	70株	762,300株	1,528,770 株

- (注) 1 当事業年度減少株式数762,300株は、新株予約権行使による自己株式の交付であります。
- 2 当事業年度増加株式数70株は、会社法第192条による単元未満株式の買取であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税否認額	10,225千円
未払金否認額	1,670千円
未払事業所税	480千円
減価償却費損金算入限度超過額	330千円
投資有価証券評価損	2,369千円
その他有価証券評価差額金	19,315千円
その他	1,145千円
繰延税金資産合計	35,537千円

6. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	S B I ホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業	49.1	役員の兼任 サービスの販売	サービスの販売	11,420	売掛金	432
									立替金	445
						不動産の転貸借、費用の立替委託	費用の立替、不動産転貸借等	536,133	差入保証金	56,306
									未払金	42,057

取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. サービスの販売については、市場価格を勘案して取引先との協議によって決定しております。
2. 不動産賃借については、転貸借であり、同社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。
3. 費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料等の支払は行なっておりません。

(2) 親会社の子会社等

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業	—	役員の兼任 サービスの販売	サービスの販売	337,013	売掛金	32,140

取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件および取引条件の決定方針等)

サービスの販売については、市場価格を勘案して取引先との協議によって決定しております。

(3) 子会社等

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	モーニング グスター・アセ ット・マネジメ ント株式会 社	東京都 港区	30	アセット マネジメ ント事業	100	サービスの 販売	データ販売	26,200	売掛金	1,728
						費用の立替	兼務出向者 給与の立替	4,698	立替金	379
									未収入金	102
	MSクレジ ットリサ ーチ株式 会社	東京都 港区	75	ファイナ ンシャル・ サービス 事業	100	サービスの 販売	データ販売	36,000	売掛金	3,240
						費用の立替	兼務出向者 給与の立替	24,309	立替金	2,041
	イー・ア ドバイザ ー株式会 社	東京都 港区	15	ファイナ ンシャル・ サービス 事業	100	サービスの 販売	データ販売	95,000	売掛金	102,600
						費用の立替	兼務出向者 給与の立替	1,380	立替金	—
	SBIア セットマ ネジメ ント株式 会社	東京都 港区	400	アセット マネジメ ント事業	100	サービスの 販売	データ販売	41,103	売掛金	290

取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. サービスの販売については、市場価格を勘案して取引先との協議によって決定しております。
2. サービスの仕入については、市場価格を勘案して取引先との協議によって決定しております。
3. 費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料の支払は行なっておりません。

(4) 役員およびその近親者等

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 95円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円99銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 8円95銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。